

「おいしいふくい大博覧会」開催業務仕様書

1 業務の名称

「おいしいふくい大博覧会」開催業務

2 業務の目的

「福井の食の普及及び振興に関する条例¹（通称：おいしいふくい条例）」を推進し、「ふくいの恵み」認定商品²をはじめとするふくい嶺北連携中枢都市圏（福井市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市、永平寺町、池田町、南越前町、越前町）内で生産、加工等された食材や加工食品の認知度向上、販路拡大により、ふくい嶺北連携中枢都市圏食品産業の活性化を図るとともに、福井市中心市街地における賑わいの創出を目的とする。

1 福井の食の普及及び振興に関する条例

市内で生産、加工等された食材や加工食品を「福井の食」とし、それらを積極的に利用することにより、豊かな食生活と福井の食に関する事業の発展に寄与することを目的とした条例

【福井の食の普及及び振興に関する条例 ホームページ】

<http://www.city.fukui.lg.jp/sigoto/syoukou/tsinkou/oishii-fukui.html>

2 「ふくいの恵み」認定商品

福井の新鮮な食材や文化、歴史、伝統技術といった様々な地域資源を活用して製造された良質な農林水産加工食品であって福井市が認定した商品

【「ふくいの恵み」認定事業 ホームページ】

http://www.city.fukui.lg.jp/sigoto/syoukou/renkei/kakouhinnintei_jigyou.html

3 委託期間

令和6年4月1日（月）から令和6年9月30日（月）まで

4 物産展開催期間

令和6年6月7日（金）から令和6年6月12日（水）まで（6日間）

10：00から19：30まで ただし、最終日は17：00まで

5 物産展開催場所

西武福井店6階催事場

（同期間の連携希望場所）

くるふ福井駅内の店舗や駅周辺商業施設 等

6 業務内容

(1) 物産展企画運営業務

企画立案（イベント内容、装飾物など）、実施計画策定、進行管理、企画調整打合せ、イベントの進行、関連企画の実施、集客・誘導、準備物手配、開催会場の調整、出店交渉、出店商品の選定、売上金額・入場者数の集計及び福井市への報告、出店事業者への売上振込、臨時営業許可申請等の手続き、関係機関との調整、人員手配、安全管理、環境配慮、保険契約、来場者・出店事業者アンケートの実施 など

(2) 物産展会場等設営業務

会場の設営及び撤去、備品機材等の準備・搬入・据付、給排水電気工事、会場装飾、粗品・備品の保管場所等の確保、案内・説明・展示パネル等の設置 など

(3) 駅周辺店舗との連携業務

くるふ福井駅内の店舗等、駅周辺の店舗、商業施設との連携企画立案 など

(4) 広報業務

広告物等制作・校正、広告物取付撤去、メディア告知 など

7 企画提案に係る仕様

企画提案の内容は、以下の条件をすべて満たすものとする。

(1) 物産展企画運営業務

企画立案

ア) 出店事業者数

30事業者程度

イ) 内容

- ・「ふくいのみ」認定商品を中心としたふくい嶺北連携中枢都市圏内事業者の魅力ある商品を展示・販売するイベントとすること。
- ・催事テーマを設定し、福井の特色ある食や話題性の高い食を取り上げた企画を実施すること。
- ・イベント限定商品や駅周辺商業施設と連携した特別メニュー等を企画すること。
- ・中心市街地及び西武福井店への集客を図ることができる内容とすること。
- ・北陸新幹線での来福者が興味を持つような企画を実施すること。
- ・既認定商品のブラッシュアップ、新たな認定商品の候補の発掘、「福井の食」の振興を図るため、来場者・出店事業者を対象にアンケート調査を実施すること。
- ・一般人の口コミや人気インスタグラマーなどのネットワークを通じて、リアルタイムの情報発信を促進させる工夫をすること。
- ・他のまちなかイベントの実施主体と協議を十分に行い、相乗効果を図る工夫をすること。
- ・西武福井店との協議を十分に行い、当社が開催する企画との相乗効果を図る工夫をす

ること。

- ・会期中又は会期後に、バイヤー、デザイナー等による出店商品の求評会や勉強会など出店事業者の商品開発・改良、販路拡大に資する取り組みを行うこと。
- ・各種感染症に対する安全衛生管理を行うとともに、来場者等への周知を行うこと。

出店商品

飲食品を中心とした構成とすること。

出店商品の選定基準

次のいずれかに該当する商品を選定すること。

- ア) 「ふくいのみ」認定商品
- イ) ふくい「一押し逸品」のPR、販路拡大につながる商品
- ウ) 「粋福(ふくいっぷく)グルメ」のメニュー
- エ) ふくい嶺北連携中枢都市圏内で生産、加工等された食材や加工食品のPR、販路拡大につながる商品
- オ) 初出店や初出品をはじめ、集客を図ることができる話題性の高い魅力ある商品
 - ア) については、優先的に出店をさせること。

出店事業者の選定基準

次の要件を満たす事業者とする。なお、受注者は、出店事業者の選定にあたり、出店事業者のリストを作成し、速やかに市商工振興課(以下「当課」という。)と協議を行うこと。

- ア) の基準を満たす出店商品を取り扱っている事業者であること。
- イ) 物産展期間中の販売や商品の供給体制に対応できる事業者であること。
- ウ) 県内外の百貨店における販売会等への出店実績があること。実績がない場合には、百貨店等における出店に適応できる事業者であると認められること。
- エ) 食中毒、異物混入等の発生を防止する体制や設備が整っており、適正な品質管理に努めている事業者であること。
- オ) 新しい商品の開発や既存商品の販路開拓に意欲がある事業者であること。

全事業者のうち、5割以上は福井市内の事業者とすること。

商品の魅力を高める取組

出店事業者には、次の取組を実施するよう働きかけること。支援

- ア) 催事限定、期間限定の商品又は新発売の商品の出店
- イ) 積極的な試食の提供

売上金の振込み

物産展の売上げについては、西武福井店に計上し、売上から一定割合のマージンを徴収した残金を、各出店事業者に支払うものとする。

その他

- ・その他の事項については、当課と協議すること。
- ・主な開催場所は、西武福井店6階催事場であるが、その他のイベントや企画について、

6階催事場以外での開催が効果的であると判断する場合は、6階催事場以外の西武福井店スペース及びアップルロードの活用も検討するものとする。ただし、西武福井店及び道路管理者との調整・協議は受注者が行うものとする。

(2) 物産展会場等設営業務

レイアウト

- ・来場者に対し、商品等のPRが効果的に行われ、販売促進につながるようなレイアウトとすること。
- ・実演販売スペースを設置すること。
- ・「ふくいのみ」認定事業の説明及び認定商品の紹介ができるスペースを設けること。
- ・「おいしいふくい条例」について紹介するスペースを設けること。

デザイン及び装飾

- ・商品や本市による食に関する取組のPRに効果のあるデザインや装飾を採用すること。
- ・社名板又はそれに替わる物を設置すること。
- ・出店事業者のためのブース設営及び撤去、物品・資材のレンタル等のほか、必要な装飾品の設置及び撤去を行うこと。

(3) 駅周辺店舗との連携業務

駅周辺店舗との連携

- ・くるふ福井駅内をはじめ駅周辺の物産展出店事業者と連携した企画を実施すること。
- ・駅周辺の商業施設や商店街などの関係団体と連携し、まちなかでの回遊促進、消費活動につながる内容とすること。

「ふくいのみ」認定商品のPR

- ・くるふ福井駅内をはじめ駅周辺の「ふくいのみ」認定事業者と連携し、「ふくいのみ」認定商品PRを行うこと

(4) 広報業務

ポスター・チラシの制作

集客促進のためのイベントPRポスター、PRチラシを制作すること。

以下の事項について、デザインやコピーを含む制作、印刷及び配布一式とする。

- ・事業概要及び本事業における当面の内容を記載すること。
- ・物産展等の啓発及び集客を図ることができるような内容とすること。
- ・配布先は当課と協議の上決定すること。

メディアの活用について

- ・テレビ、新聞、ラジオ、雑誌等のメディアを活用し、効果的なパブリシティ活動を展開すること。

WEBやSNS等の活用について

- ・HPへの掲載やInstagram等への投稿など、WEBやSNS等を活用し、開催前の告知や開催期間中の効果的な情報発信を図ること。

公共交通機関等との連動について

- ・公共交通機関等と連動し、効果的な集客を図ること。

その他

- ・上記のほか北陸新幹線沿線都市に発信できる独自の広報活動を実施すること。
- ・広報媒体や広報資料は、告知前に当課の承認を得ること。

8 スケジュール管理

スケジュール管理については、以下のことを遵守する。

- ・スケジュールを把握し、誠実かつ円滑に業務を実行すること。
- ・進捗状況については、当課に随時報告し、スケジュールに変更が生じた場合は速やかに当課と調整すること。

9 成果品の提出

事業効果の検証及び広報に活用するため、業務完了後は速やかに業務完了報告書を作成し、当課に提出すること。

【提出書類等】

- ・業務の実施結果及びその成果を記載した業務完了報告書（経費内訳書添付）
A 4版2部（簡易製本）、電子データ式（CD-R）
- ・写真、映像等履行状況が確認できるもの
紙媒体及び電子データ式（CD-R）
- ・作成した展示物等の画像データ式（CD-R）
- ・その他、当課が指示する関係書類

10 西武福井店との経費分担等

物産展においては、西武福井店が出店事業者から売上げの一定割合の収入を受けることなどから、西武福井店が経費の一部を負担する。

経費の負担については、基本的に、下記の考え方とする。採用決定後、疑義が生じた場合は関連企画等の開催経費も含め市や西武福井店との協議の上で決定していく。

項目	西武福井店	受注者
物産展	・会場使用料（水道光熱費を含む。）	・左記以外の運営、開催経費 （会場設営費、展示造作費も対象）
広報	・なし （ただし、店内掲示や西武福井店の独自媒体等の活用を除く。）	・すべての企画、運営、実施経費

1 1 再委託について

受注者は、この委託業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、必要により、一部を再委託する場合は、当課と協議の上その承諾を得るものとする。

1 2 打ち合わせ

本業務を進めるにあたっては、当課と随時打ち合わせをすることとし、その日程調整は受注者が行うこととする。なお、打ち合わせに係る費用等は受注者が負担することとする。

また、契約行為以前に契約内容や出店交渉に関する事前協議を行う場合がある。

1 3 注意事項

業務の遂行にあたっては、次の事項に十分注意するものとする。

- ・受注者は、あらかじめ業務を実施する従事員及び業務責任者を選任し、その氏名を当課に通知するものとし、当該従事員を交代させる場合も同様とする。
- ・業務責任者は、業務の実施に関する指揮監督、勤怠管理、安全衛生管理等を行うものとする。
- ・業務内容に応じて、事故防止等に必要な安全対策を講じること。
- ・万が一の事故等に備え、必要な保険に加入することとし、自らの責任により他に損害を与えた場合は、全責任を負うこと。

1 4 その他

- ・作成した展示物やその他広報関連物の所有権、著作権等のすべての権利は、福井市に帰属するものとする。
- ・この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、別途協議するものとする。